

三原市動力光熱費高騰対策支援金について（Q&A）

1. 制度について

Q1)	A1)										
制度の内容は。	国際的な原材料価格の上昇などに伴う動力光熱費（燃料・電気・ガス・水道代）の高騰により、経営負担を強いられている市内の農林漁業者に対して、当該事業者の経営支援及び事業継続を図るため、三原市動力光熱費高騰対策支援金を支給します。										
Q2)	A2)										
支援金の額は。	対象経費の金額によって異なります。下記の表をご確認ください。 対象経費は、確定申告書に記載された動力光熱費です。 支給は1回のみとなります。										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">対象経費</th> <th style="padding: 5px;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">10万円以上 20万円未満</td> <td style="padding: 5px;">1万5千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">20万円以上 60万円未満</td> <td style="padding: 5px;">4万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">60万円以上 100万円未満</td> <td style="padding: 5px;">8万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">100万円以上</td> <td style="padding: 5px;">10万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	支給金額	10万円以上 20万円未満	1万5千円	20万円以上 60万円未満	4万円	60万円以上 100万円未満	8万円	100万円以上	10万円
対象経費	支給金額										
10万円以上 20万円未満	1万5千円										
20万円以上 60万円未満	4万円										
60万円以上 100万円未満	8万円										
100万円以上	10万円										
Q3)	A3)										
申請の受付期間は。	令和7年9月1日（月）9時から、 <u>令和8年2月27日（金）17時まで</u> <u>（郵送での提出は必着）</u> です。 いかなる場合も、期限を過ぎた申請書は受付ができません。また、受付期間内であっても、予算額の上限に達し次第受付を終了しますのでご注意ください。										
Q4)	A4)										
この支援金は課税対象か。	税法上収入として扱われるため、課税対象となります。										
Q5)	A5)										
問い合わせ先は。	市役所3階 農林水産課 窓口にお問い合わせください。 【電話番号】0848-67-6077 ※受付時間 9時00分から17時00分まで（土日・祝日を除く）										

2. 支給対象者について

Q6)	A6)
支給対象者は。	<p>市内で農林漁業を営み、市内に事務所（個人の場合は住所）を有する法人又は個人で、次のいずれにも該当する事業者です。</p> <p>-----</p> <p>①青色申告を行っている者 ②直近の確定申告書に記載された動力光熱費が10万円以上である者 ③市税の滞納がない者 ④今後も事業を継続する意思がある者 ⑤三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者</p>
Q7)	A7)
支給対象となる農業者とは。	<p>米、麦、野菜、果樹等の農産物又は食肉、鶏卵、乳等の畜産物を生産する者。 ※単に農畜産物を仕入れて加工する者は対象外</p>
Q8)	A8)
支給対象となる林業者とは。	<p>木材を生産する者。植林や間伐、枝打ち、下草刈りなど樹木の育成管理を行っている者であり、特用林産物（薪、木炭、漆、竹、きのこ類など）の生産も含まれる。 ※単に木材等を仕入れて加工する者は対象外</p>
Q9)	A9)
支給対象となる漁業とは。	<p>魚介類を捕獲又は養殖している者。 ※単に魚介類を仕入れて加工する者は対象外</p>
Q10)	A10)
廃業予定だが、この支援金の対象となるか。	<p>この支援金は事業継続が前提となっていますので、廃業予定の事業者については、申請いただけません。</p>
Q11)	A11)
事業継続が前提となっているが、この支援金を受給後に廃業できないのか。	<p>支援金の目的は、事業継続を支援するものですので、事業を継続していただきたいと考えています。少なくとも、支給日時点では事業を行っており、事業継続の意思があることが必要となります。</p>

3. 申請手続きについて

Q12)	A12)												
申請方法は。	<p>必要書類一式をご用意いただき、持参又は郵送にて提出してください。</p> <p>【持参】※受付時間 9:00~17:00 (9/1~2/27、土日・祝日除く) 三原市役所本庁 3階 農林水産課 窓口</p> <p>【郵送】9/1~2/27 ※必着 〒723-8601 三原市港町 3丁目 5番 1号 三原市農林水産課 宛 ※トラブル防止のため、簡易書留等による送付のご協力をお願いします。</p>												
Q13)	A13)												
申請書類の入手方法は。	<p>次の方法にて入手してください。</p> <p>①市 HP からダウンロード ②市役所 3階 農林水産課窓口・各支所窓口で配布 ※個別に郵送で配布する等の対応は行いません。</p>												
Q14)	A14)												
必要書類は。	<p>三原市動力光熱費高騰対策支援金支給申請書に、以下の書類を全て添付し、提出してください。※申請書及び①、②については、A13)に記載の方法により様式を取得の上、ご用意ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>誓約書兼同意書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>納税証明書（滞納のない証明書）→ A17) 参照 ※30日以内に発行したもの</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>確定申告書の写し→ A18~A19) 参照</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>支援金振込先口座の通帳の写し（表紙の裏面）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>市内に事務所を有することが確認できる書類の写し（必要時） ※市外の法人の場合に限る → A20) 参照</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>市内分の対象経費が確認できる書類の写し（必要時） ※市外の事業がある場合に限る → A23) 参照</td> </tr> </table>	①	誓約書兼同意書	②	納税証明書（滞納のない証明書）→ A17) 参照 ※30日以内に発行したもの	③	確定申告書の写し→ A18~A19) 参照	④	支援金振込先口座の通帳の写し（表紙の裏面）	⑤	市内に事務所を有することが確認できる書類の写し（必要時） ※市外の法人の場合に限る → A20) 参照	⑥	市内分の対象経費が確認できる書類の写し（必要時） ※市外の事業がある場合に限る → A23) 参照
①	誓約書兼同意書												
②	納税証明書（滞納のない証明書）→ A17) 参照 ※30日以内に発行したもの												
③	確定申告書の写し→ A18~A19) 参照												
④	支援金振込先口座の通帳の写し（表紙の裏面）												
⑤	市内に事務所を有することが確認できる書類の写し（必要時） ※市外の法人の場合に限る → A20) 参照												
⑥	市内分の対象経費が確認できる書類の写し（必要時） ※市外の事業がある場合に限る → A23) 参照												
Q15)	A15)												
支所でも申請は受け付けて きるか。	支所での申請受付はできませんので、A12)に記載の方法（窓口への持参又は郵送）での申請をお願いします。												
Q16)	A16)												
支援金が支払われるまでの 期間は。	申請受付後、不備がなければ、支援金の振込までおおむね2か月程度お待ちいただくようになります。（支給決定通知書にて振込み予定日を連絡します）												

4. 提出書類について

<p>Q17)</p> <p>納税証明書(滞納のない証明書)はどのようにして取得するのか。</p>	<p>A17)</p> <p>市 HP から様式をダウンロードもしくは配布の添付資料を使用し、必要事項を記載して三原市役所 2 階 (③窓口 税制収納課) 又は各支所窓口にて発行を依頼してください。(手数料 : 200 円)</p> <p>【証明書申請に必要なもの】</p> <table border="1" data-bbox="518 387 1433 582"> <tr> <td>個人の証明</td> <td>申請者の本人確認書類</td> </tr> <tr> <td>法人の証明</td> <td>法人の委任状 (会社印・代表取締役印を押印したもの)、 窓口に来られる方の本人確認書類</td> </tr> </table> <p>※本人確認書類とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード (個人番号カード) など、官公庁が発行した本人の顔写真が貼付されたもの 2. 健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、医療受給者証などの法律の規定により交付された書類 <p>※法人の委任状は、市 HP から様式をダウンロードできます。</p>	個人の証明	申請者の本人確認書類	法人の証明	法人の委任状 (会社印・代表取締役印を押印したもの)、 窓口に来られる方の本人確認書類
個人の証明	申請者の本人確認書類				
法人の証明	法人の委任状 (会社印・代表取締役印を押印したもの)、 窓口に来られる方の本人確認書類				
<p>Q18)</p> <p>確定申告書は全て提出が必要か。</p>	<p>A18)</p> <p>全て提出する必要はありません。</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>「令和 6 年分所得税青色申告決算書」の写し (4 頁分) を提出して下さい。 農業は 農業所得用、林業と漁業は 一般用 となります。</p> <div data-bbox="518 1176 1468 1859"> <p>The image shows two sample forms for tax returns. The top form is for '農業所得用' (Agriculture Income) and the bottom form is for '一般用' (General Use). Both forms include a header with personal information and a main table for income and expenses. Red callout boxes point to specific fields and instructions.</p> </div> <p>※林業と漁業は、業種名に「漁業」又は「林業」であることが分かる記載がある必要があります。</p>				

確定申告書は全て提出が必要か。(続き)

【法人の場合】

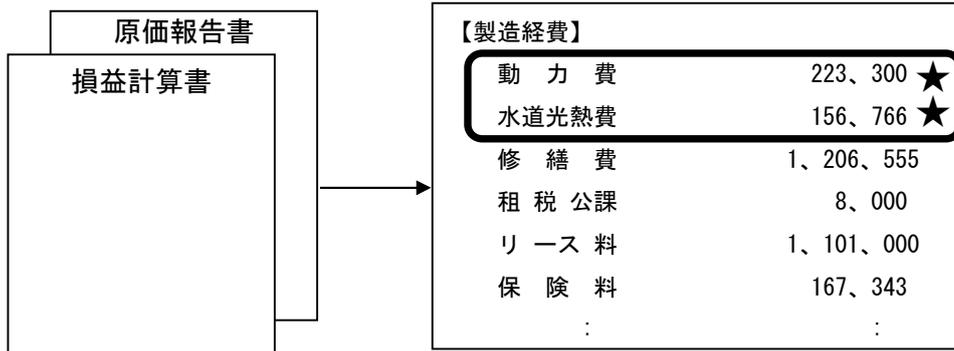
直近の「法人税確定申告書(別表一)」とそれに添付されている損益計算書(1頁目と原価報告書)の写しを提出してください。

※事業種目に「農業」「漁業」又は「林業」であることが分かる記載がある必要があります。

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	控除 (別表六「(一)⑥の③」)	16
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	外国税額 (別表六「(二)②」)	17
法人税額の特別控除額 (別表六「(五)」)	3	計 (16) + (17)	18
税額控除超過額 相当額等の加算額	4	控除した金額 (12)	19
土地課税土地譲渡利益金額 (別表二「24」+別表三「20」)	5	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6	計 所得税額等の還付金額	21

+

原価報告書



※原価報告書には動力光熱費の金額が記載されている必要があります。

Q19)

法人において、直近の確定申告書とは。

A19)

1年以内の確定申告書です。ちょうど申告中の場合は、前回の申告書を提出して下さい。

Q20)

市外の法人が、市内に事務所を有していることが確認できる資料とは。

A20)

事務所を登記している場合は、登記事項証明書を提出してください。登記していない場合は納品書、許可証等により、法人名と市内事務所の所在地がセットで記載されている資料を提出して下さい。

※資料は、確定申告の事業年度以降の日付のものである必要があります。

5. 対象経費について

Q21)	A21)
対象経費の動力光熱費とは具体的に何を示すか。	燃料・電気・ガス・水道代を示します。
Q22)	A22)
項目名が「動力光熱費」でないものも対象になるか。	燃料、電気、ガス、水道を対象としますので、例えば「水道光熱費」と「動力費」に分かれている場合等もそれぞれ対象となります。 ※上記対象経費を別の項目に計上している場合、対象経費の内訳が分かる資料を提出してください。
Q23)	A23)
市外の事業分を含む場合、対象経費はどのように算出するのか。	市内分と市外分の動力光熱費の内訳が分かる書類を提出して下さい。 ※領収書、帳簿、按分計算書の写し等。